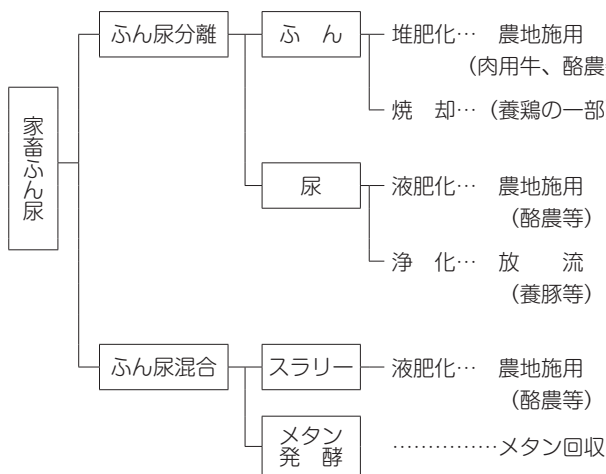


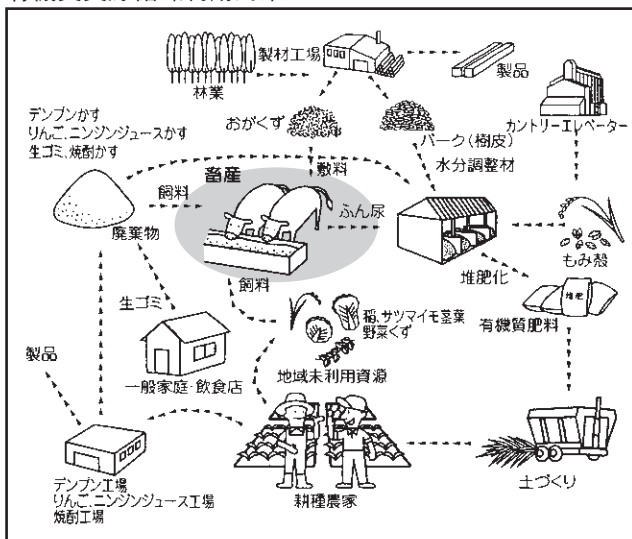
【留意事項】

マニフェストの交付については、例えば農業協同組合又は協議会を構成する市町村が農業者の排出する廃プラスチック類の集荷場所を提供する場合のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者を提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、農業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義においてマニフェストの交付の事務を行っても差し支えありませんが、この場合においても、処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければなりません。

(3) 家畜ふん尿の処理方法



有機質資源循環利用対策



16 漁業関係の廃棄物

漁業から排出される廃棄物は次のとおりです。魚介類残さについては、食料品製造業（加工所等）から排出される場合は、産業廃棄物となります。

これらについては、漁業系廃棄物の発生抑制、再使用、再利用、熱回収及び適正処理の確保を図るため、令和2年5月29日付け環循規発第2005261号により、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」が改訂されたほか、水産庁においては「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を作成したことから、こちらも参考にしてください。

(1) 漁業廃棄物の種類（例）

漁業系廃棄物	事業系一般廃棄物等	分類	具体例
	産業廃棄物	分類	具体例

(2) 廃棄物ごとの再生利用例

廃棄物	用途	再生利用工程例
漁船	鉄鋼船	鉄くず 魚礁 艦装解除→溶接解体→鉄くず 艦装解除→一部改造→魚礁
	FRP船	油 脂 カーボン原料 魚礁 艦装解除→解体・破碎→乾留→油脂 カーボン原料 艦装解除→一部改造→魚礁
	木船	燃料 チップ 艦装解除→解体・破碎→燃料又はチップ
漁網	プラスチック原料 防獣、防鳥用ネット	分別→熔融固化→プラスチック原料 分別→縫製→防獣、防鳥用ネット
貝類等	飼料 暗きよ材 水質浄化剤 カルシウム剤	分別→破碎→飼料 分別→破碎→加工・組立→暗きよ材 分別→破碎→水質浄化剤 分別→破碎→精製→カルシウム剤
へい死魚	魚粉	破碎→加工→魚粉
発泡スチロール	プラスチック原料	分別→熔融固化（ペレット他）→プラスチック原料
廃油	燃料	燃料

(3) 収集運搬

- ① 荷こぼれのないよう荷積み状況を確認し、運転中に飛散のおそれのないように荷台をシート等で覆います。
- ② 悪臭や汚水、溶出液が、運転中に荷台から漏れるおそれのないようにコンテナに入れたり、蓋付箱型トラックを使用したり適切な措置を講じます。
- ③ 廃棄物の種類によって、単位体積重量が異なるので、過積載にならないように注意します。

(4) 廃棄物ごとの処理方法

① 漁 船

留意事項

- 1) 排出事業者は、漁船の廃船を行う場合、できるだけエンジン、航行計器を艦装解除して売却し、廃棄物としての徹底した減量化並びに分別化に努める。
- 2) 排出事業者は、漁船の材質に応じた再生利用を極力推進する。
- 3) 排出事業者は、FRP船及び木船の解体・破碎・焼却等の中間処理を、適正な処理施設によって自らが行うことができない場合、廃棄物処理業者等の専門業者に委託して処理する。
- 4) 埋立処分をする場合は、埋立跡地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎などを行う。

- 1) 漁船は、エンジン、航行計器、金属（真鍮等）製部品等の売却が一般に行われている。しかし、これらの艦装解除が中途半端に行われると、次の段階での処理（解体・破碎・再生等）に支障を生じる場合があるので、徹底した艦装解除が望まれる。

- 2) 漁船の再利用については(2)再生利用例の項を参照すること。

- 3) 排出事業者自らの手でFRP船や木船の中間処理（解体・破碎・焼却）を行う場合、漁港区域や海浜で安易に行われる場合が多く、残存油脂の流出や有毒ガスや煙、粉じんの発生が見られる。したがって、これらの処理を適正に行える処理施設を有しない排出事業者は自ら処理は行わず、専門の処理業者に委託すること。

② 漁 網

留意事項

- 1) 排出事業者は、廃網を中間処理により、再生網として加工したりプラスチック原料化するなど、再生利用を極力推進する。
- 2) 再生利用ができないものについては、原則として焼却し、できるだけ直接埋立処分をしない。
- 3) 漁網等の焼却は焼却施設を用いて行う。
- 4) 焼却を行わずに埋立処分をする場合には、埋立用地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎（裁断）などを行う。

- 1) 再生利用を容易にするために付着物を除去する。
- 2) 再生利用を行う漁網について屋外保管を行う場合は、紫外線による材質の劣化を防止するためにシートで覆う。

- 3) 焼却は焼却施設を用いて行う。
- 4) 付着物を除去した廃網はあらかじめおおむね15cm以下に裁断するなどして安定型処分場で埋め立てする。

③ 貝 殻 等

留意事項

- 1) 排出事業者は、貝殻等を中間処理により、炭酸カルシウムの原料にするなど再生利用を極力推進する。
- 2) 貝殻等を埋立処分する場合には、最終処分場でこれを処理する。
- 3) 付着生物残さは、そのまま埋立処分せず、焼却することが望ましい。

- 1) 再生利用を容易にするために付着物を除去する。
- 2) 付着生物残さは、そのまま埋立処分せず焼却することが望ましい。

④ へい死魚

留意事項

- 1) 排出事業者は、へい死魚を中間処理により、魚かす肥料等に加工するなど、再生利用を極力推進する。
- 2) へい死魚は腐敗が速いので、焼却等の中間処理を行い、できるだけ直接埋立処分しない。

- 1) へい死魚は、魚かす肥料等に再利用することが望ましい。へい死魚の腐敗による悪臭の発散を防止するため、早急に処分する。

- 2) へい死魚の処分は、そのまま埋立処分せず焼却することが望ましい。

⑤ 発泡スチロール（魚函）

留意事項

- 1) 排出事業者は、発泡スチロール（魚函）を中間処理により、プラスチックの原料にするなど、再生利用を極力推進する。
- 2) 再生利用ができないものについては、原則として焼却し、できるだけ直接埋立処分しない。
- 3) 発泡スチロール（魚函）の焼却は焼却施設を用いて行う。
- 4) 埋立処分をする場合には、埋立跡地の効果的な利用を阻害しないようにするために破碎、溶融などを行う。

- 1) 再生利用を可能とするために、浄化し、シール等をはがすこと。

- 2) 排出事業者は再生利用を円滑化するために、又は減量化するために溶融設備等により溶融固化することが望ましい。
- 3) 焼却は焼却設備を用いて行う。

⑥ 廃 油

留意事項

- 1) 排出事業者は、廃油等を暖房用の燃料として使用するなど、再生利用を極力推進する。
- 2) 再生利用ができないものについては、焼却等の処理を行う。
- 3) 廃油の放置、埋立、投棄は行わない。

- 廃油は土壌中で分解を受けにくく、油分により地下水及び公共用水域の汚染をきたすため、埋立処分を行ってはいけません。
- 1) エンジンオイル等の廃油は、暖房もしくは、ボイラー燃料や焼却炉の助燃材として利用することが望ましい。
 - 2) 不純物等を含むおそれのある廃油は自ら処分を行わず、専門の処理業者に委託することが望ましい。